

体育施設利用団体についての新ルール

① 団体登録の方法(新規登録)

団体登録の方法 (新規登録)	施設予約システムから登録。
-------------------	---------------

② 更新申請の方法

更新申請の方法	オンラインフォームによる申請
---------	----------------

③ 登録の有効期間

有効期間	登録された翌年度の4月1日から3年間 (今回登録された方は令和11年3月31日まで。) ※青少年(旧高校生以下)団体は毎年更新
------	---

④ 提出書類

提出書類	会員名簿 ※ 在勤、在学確認等により別途書類の提出を求める場合があります。
------	--

⑤ 登録基準

登録基準	<p>(1) 営利を目的とした活動又はこれに類する行為をしないこと。</p> <p>(2) 特定の政党の利害に関する行為及び公の選挙に関し特定の候補者を支持又は不支持する行為をしないこと。</p> <p>(3) 特定の宗教、教派又は宗派を支持する行為をしないこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、公序良俗に反する行為をしないこと。</p> <p>(5) 登録団体 代表者が18歳以上の者であり、構成員が5人以上であること。</p> <p>(6) (市内団体のみ) 構成員の2分の1以上の者が市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学する者で構成される団体</p> <p>(7) (主に18歳以下の者で構成する登録団体のみ) 代表者が18歳以上の者であり、監督、コーチその他の市長が認める者を除き、構成員が主に18歳以下の者5人以上で構成されていること。</p>
------	---

⑥ 抽選予約期間

体育施設	使用日2カ月前の初日から10日まで。
学校施設	11日抽選。

⑦ 抽選予約の予約枠の制限

体育施設	体育館: 月10枠 グラウンド: 月5枠
学校施設	体育館・校庭・特別活動教室等: 月12枠

⑧ 抽選予約の使用料の支払い方法

体育施設	使用日2カ月前の12日から25日まで。 キャッシュレス決済(クレジットカード、Pay-easy、PayPay(PayPayのみ令和8年4月から)) 又は狛江市民総合体育館窓口でのお支払い。
学校施設	使用日2カ月前の12日から25日まで。 キャッシュレス決済(クレジットカード、Pay-easy、PayPay(PayPayのみ令和8年4月から)) 又は狛江市役所3階社会教育課窓口にてお支払い。

㊦ 一般(随時)予約期間	
体育施設	使用日2カ月前の12日午前5時から使用区分の前の時間帯まで。
学校施設	使用日2カ月前の12日午前5時から使用日の14日前まで。

㊦ 一般(随時)予約の使用料の支払い方法	
体育施設	一般(随時)予約申請後、7日以内。 使用日までの日数が7日より短い場合は使用日が支払期限となります。 キャッシュレス決済(クレジットカード、Pay-easy、PayPay(PayPayは令和8年4月から)) 又は狛江市民総合体育館窓口にて支払い
学校施設	一般(随時)予約申請後、7日以内。 キャッシュレス決済(クレジットカード、Pay-easy、PayPay(PayPayは令和8年4月から)) 又は狛江市役所3階社会教育課窓口にて支払い

㊦ 入場方法	
入場方法	スマートフォン等で当施設予約システムの使用許可の画面の提示又は使用許可書の提示 ※一部の学校はスマートロックの導入により、提示が無くなります。

㊦ 使用の取り消し・ペナルティ(体育施設のみ)	
使用の取り消し・ペナルティ	使用日の3日前までに予約の取り消しを行わず、使用料の支払いをせず、使用をしないことが6回に達すると1カ月間使用予約取消並びに使用申込受付を停止します。

㊦ 使用料金の還付	
体育施設	使用料支払い後、使用者都合のキャンセルによる使用料金の還付はありません。
学校施設	当日の天候・熱中症等の恐れによる還付はグラウンドのみ有り。